平成２１年（フ）第２３８９８号
東京都八王子市寺田町432―99―403、住民票上の住所東京都八王子市石川町1273―27
破産者　島崎　　進
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９４４号
埼玉県川口市大字石神1750番地33
破産者　株式会社岩木建設工業
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１４８号
埼玉県川口市東領家４丁目14番１号
破産者　株式会社豊田産業
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１９号
大分県日田市吹上町３番13号クローバーＣ201号室
破産者　三重野美都保
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第１０８８号
埼玉県上尾市中分１丁目315番地
破産者　藤田　隆雄
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０８９号
埼玉県上尾市中分１丁目315番地
破産者　藤田美津枝
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３０３号
さいたま市大宮区堀の内町１丁目230番地　ディアコート参番館603
破産者　村上富士夫
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９９号
さいたま市中央区八王子２丁目８番13号
破産者　小林　新二
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６５号
千葉県木更津市八幡台３丁目16番７号
破産者　玉置　恵子
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第６２７号
名古屋市中川区吉津５丁目1301番地　松下南荘２棟510号
破産者　サンミックこと重光義之こと　辛相煥
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３８１号
愛知県愛西市渕高町一ノ割28番地１　セントレー佐織512号
破産者　河村　直美
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５２５号
名古屋市守山区翠松園３丁目1110番地
破産者　加藤　雅也
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８０１号
名古屋市港区高木町１丁目50番地　第１高木コーポ105Ａ号
破産者　小林　勇一
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７５０号
愛知県知多郡武豊町字中狭102番地１　ウエストアベニュＣ棟102号
破産者　成田　浩司
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９２号
名古屋市中区新栄１丁目８番10号　ラ・レジダンス・ド・ノーブル601号
破産者　山下　利治
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９５号
大分県日田市大字鶴河内5174番地
破産者　矢野　　尚
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第８３号
茨城県北茨城市磯原町上相田246番地１、前住所茨城県北茨城市中郷町日棚2017番地の21
破産者　廣瀬　義則
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第４３号
長野県佐久市岩村田1877番地７　ハイツ上野１号
破産者　工藤　治保
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第７２号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野甲3316番地１
破産者　小林　和則
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部